

消防機関への届出等の流れ（例）

事業所やお店を開業、テナント入替り際には、消防法や島本町火災予防条例に基づき、各種届出が必要になります。（届出書類は、事業内容、工事内容等によって異なります。）

下記のフロー図を参考に、計画的に消防本部予防係へ事前相談を行ってください。

手続きの流れ

事前相談

- ・ 平面図、面積等の内容がわかる資料を持参してください。

各種届出

- ・ 事前相談で指導を受けた各種届出書を提出してください。
- ・ 届出の内容によって、訂正していただくこともありますので、早めに届出をお願いします。

工事完了

- ・ 工事完了に伴い、必要となる届出書を提出してください。
- ・ 届出書を基に消防職員が現地確認を行います。現地確認の日程調整が必要です。

現地確認

- ・ 現地確認を受け、消防法令に適合しているか、火災予防上支障がないかチェックを受けてください。
（工事内容により検査内容が異なります。）

指示事項を是正

- ・ 防火管理者の選任が義務付けられている事業所等の場合、選任等の届出を行ってください。
（従業員等に対して、事業所内の防火安全体制、教育を行うとともに消防訓練を行ってください。）

使用（営業）開始

- ・ 使用（営業）が開始されれば、消防用設備等の点検報告を行う等適切に防火管理を実施してください。
（必要に応じて立入検査を行うことがあります。）

※1 建物の状況等により別の手続きが必要となる場合があります。

※2 用途地域の規制により開業できない地域や建築基準法に基づく確認申請等、消防法以外の法令に基づく手続きが必要となる場合がありますので御注意ください。
（既存の建物を使用する場合であっても手続きが必要となる場合があります。）

島本町消防本部 管理課予防係

電話 075-962-1199（代表）

消防本部からのお知らせ

○必要な届出（届出書類（例））

届出書	届出義務者	届出書の概要
防火対象物使用開始（変更）届出書	管理権原者	建物又はテナントを使用（変更する前に届出する書類です。
工事整備対象設備等着工届出書	消防設備士	消防用設備の工事前に届出する書類です。
消防用設備等設置届出書	関係者	消防用設備等の工事完了後の届出、完成検査を行います。
火を使用する設備等の設置の届出	管理権原者	変電設備、ボイラー等の工事を行う前に届出する書類です。
防火（防災）管理者選解任届出書	管理権原者	防火（防災）管理者を選任した旨を届出する書類です。
消防計画作成（変更）届出書	管理権原者	被害軽減対策等に関する計画をと届出する書類です。

消防本部への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます。